

# 埼玉中部環境センターだより

— 新たなごみ処理施設等の建設に向けて —

令和7年春号（令和7年4月1日発行）

埼玉中部環境保全組合

## 新たなごみ処理施設等整備基本計画を策定しました

これまでの経過

整備基本計画策定の経過

埼玉中部環境保全組合（本組合）は、令和3年9月に、鴻巣市、北本市、吉見町（2市1町）が締結した基本合意書の下、令和4年4月から新たなごみ処理施設等の整備に関する事務をスタートさせました。令和4年8月には、第1期の建設検討委員会を設置し、建設予定地を決定することについて諮問しました。この諮問に対し、建設検討委員会からは、基本合意書を踏まえ建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当であるとの答申があり、これを受け、本組合は令和5年2月に、基本合意書に示された場所を建設予定地に決定しました。

この決定後、令和5年6月には、新たなごみ処理施設等整備構想（整備構想）を策定するとともに同年8月には、地元協議会を設置しています。また、建設予定地の決定についてなど、これまでの取り組み状況や今後のスケジュールなどをテーマに、第1回住民説明会を2市1町の4会場（鴻巣市は2会場）で開催しました。この住民説明会には、延べ241人にご参加いただきました。



荒井委員長 宮崎管理者

令和5年7月に、第2期となる建設検討委員会を設置し、新たなごみ処理施設等整備基本計画（整備基本計画）の策定に関することについて諮問しました。

建設検討委員会では、約2年間、視察研修を含め全12回の会議をおとして、「循環型社会」、「脱炭素社会」を目標とした基本理念と5つの基本方針を指標に調査研究、検討を重ね、令和7年1月16日に開催の第12回会議において、整備基本計画の案がまとまり、答申の運びとなりました。その後、この答申の内容は、令和7年2月19日に招集した議会定例会後の全員協議会において説明され、続いて開催した正副管理者会議において、当該事業に係る整備基本計画として決定しました。

なお、整備基本計画の検討にあたっては、施設整備に必要な事項となる、整備する施設の概要、ごみの処理方式、環境保全計画、エネルギー利用計画、災害対応計画など、多くの協議がなされました。紙面の都合上、その一部を裏面に掲載します。（裏面へつづく）

### 様々な方法で

皆さまから意見等を伺いました

#### ○地元協議会の開催

建設予定地の地元の方のご意見等を伺うため、令和5年8月に地元協議会を設置しました。この地元協議会は、これまでに12回開催され、施設整備事業に対する多くのご意見、ご要望をいただき、令和6年9月に地元協議会会長から正副管理者あてに要望書として提出され、その一部が整備基本計画に反映されています。

開催日	主な協議事項
R5/ 8/ 1	事業の経過と今後の予定 事業計画(案)及び予算(案)
9/16	環境保全対策、エネルギー利用
11/16	建設予定地における災害対応 建設予定地の周辺環境
R6/ 1/13	建設予定地の周辺環境
3/12	エネルギー利用
4/25	環境保全・地元対応
6/22	地元要望の整理
7/17	視察研修
7/26	地元要望の取りまとめ
9/ 3	
10/12	要望書の検討結果
R7/ 2/27	今後の協議会の取り組み

※地元協議会の会議資料、会議録等は、組合ホームページをご覧ください。

#### ○意見箱の設置

より多くの皆さまから、新たなごみ処理施設等の建設に関するご意見、ご要望を伺うため、令和5年9月に関係各所へ意見箱を設置しました。令和7年2月末までに、42通（60件）のご意見をいただきました。

また、いただいたご意見等は、適宜、回答するとともに、整備基本計画等の検討においても参考にさせていただきます。

#### ○パブリック・コメントの実施

整備構想及び整備基本計画の策定の際、ともにパブリック・コメントを実施しました。その結果、整備構想では16名44件、整備基本計画では7名28件のご意見をいただきました。すべて検討し、その結果をホームページ等でお知らせするとともに、2市1町の環境課窓口等にも閲覧用を備えています。

### 第2回新たなごみ処理施設等整備

事業の住民説明会を開催します

#### 【主催】

埼玉中部環境保全組合

#### 【目的】

この説明会では、令和7年2月に策定した『新たなごみ処理施設等整備基本計画』の概要、施設稼働までのスケジュール等について説明する予定です。

#### 【対象】

・鴻巣市・北本市・吉見町の説明会は、原則、当該市町に在住、在勤及び在学されている方が対象となります。

・笠原公民館の説明会は、会場となる施設の定員の都合上、原則、建設予定地の近隣にお住まいの方が対象となります。

#### 【日程】

##### 《近隣説明会》

5月28日（水）午後6時から

笠原公民館 講座室A・B

◆定員50名（先着）

##### 《吉見町説明会》

5月30日（金）午後6時から

フレサよしみ 大ホール

◆定員150名（先着）

##### 《北本市説明会》

6月1日（日）午後2時から

北本市文化センター 第1・2会議室

◆定員150名（先着）

##### 《鴻巣市説明会》

6月7日（土）午後2時から

クレアこいのす 小ホール

◆定員180名（先着）

多くの皆さまのお越しを心よりお待ちしております。

# 整備基本計画の概要

※実施設計等の内容は、今後事業者からの提案などにより、この整備基本計画を踏まえ決定します。

## 建設予定地

建設予定地は鴻巣市郷地安養寺地内で、敷地面積は約5.8ヘクタールとなります。



建設予定地周辺図

## ◆基本理念・基本方針

国、県、2市1町の上位・関連計画と整合を図り、基本理念・基本方針を次のとおり定めました。

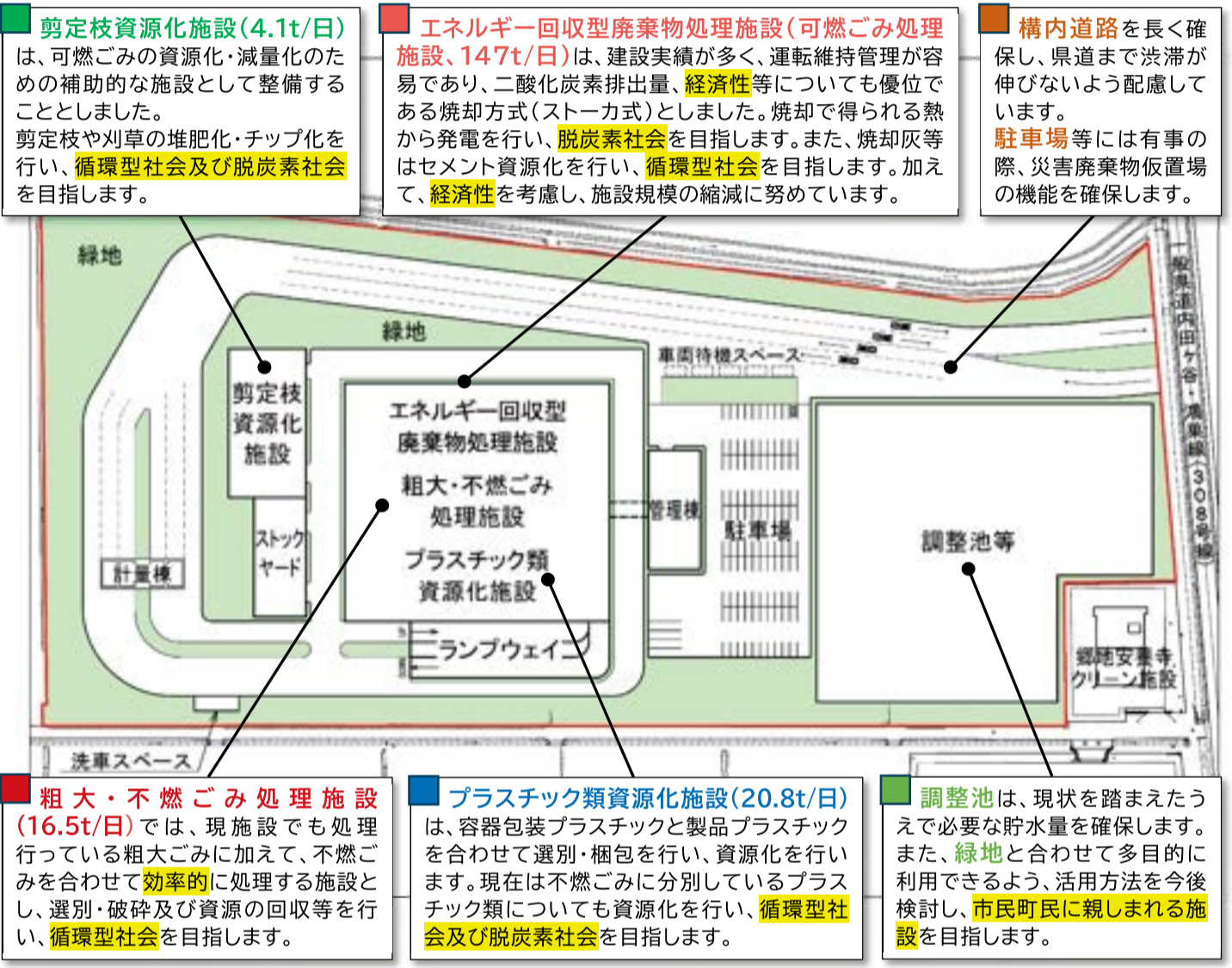
### 【施設整備の基本理念】

地球に優しい「循環型社会」、「脱炭素社会」を目指し、市民町民に親しまれる施設づくりを進めます

### 施設整備の基本方針

- 方針1 周辺環境に配慮し、安全・安心で安定した施設
- 方針2 限りある資源やエネルギーの有効活用を図り、地球に優しい施設
- 方針3 災害に対して強く、地域の拠点となる施設
- 方針4 経済性と効率性を勘案した施設
- 方針5 環境学習の場として、市民町民に開かれた施設

## ◆施設概要及び施設配置



**構内道路**を長く確保し、県道まで渋滞が伸びないように配慮しています。  
**駐車場**等には有事の際、災害廃棄物仮置場の機能を確保します。

**エネルギー回収型廃棄物処理施設(可燃ごみ処理施設、147t/日)**は、建設実績が多く、運転維持管理が容易であり、二酸化炭素排出量、**経済性**等についても優位である焼却方式(ストーカ式)としました。焼却で得られる熱から発電を行い、**脱炭素社会**を目指します。また、焼却灰等はセメント資源化を行い、**循環型社会**を目指します。加えて、**経済性**を考慮し、施設規模の縮減に努めています。

**剪定枝資源化施設(4.1t/日)**は、可燃ごみの資源化・減量化のための補助的な施設として整備することとしました。剪定枝や刈草の堆肥化・チップ化を行い、**循環型社会及び脱炭素社会**を目指します。

**調整池**は、現状を踏まえたうえで必要な貯水量を確保します。また、**緑地**と合わせて多目的に利用できるように、活用方法を今後検討し、**市民町民に親しまれる施設**を目指します。

**プラスチック類資源化施設(20.8t/日)**は、容器包装プラスチックと製品プラスチックを合わせて選別・梱包を行い、資源化を行います。現在は不燃ごみに分別しているプラスチック類についても資源化を行い、**循環型社会及び脱炭素社会**を目指します。

**粗大・不燃ごみ処理施設(16.5t/日)**では、現施設でも処理を行っている粗大ごみに加えて、不燃ごみを合わせて**効率的**に処理する施設とし、**選別・破碎及び資源の回収**等を行い、**循環型社会**を目指します。

## ◆環境保全

排ガスなどの環境基準については、一部項目に法規制よりもさらに厳しい自主基準値を設定し、周辺環境の保全に取り組みます。また、「脱炭素社会」を目指すことを掲げていることから、二酸化炭素排出量の試算を行いました。試算では、新施設で熱エネルギーを活用した発電や、製品プラスチック等を資源化するなど、現施設と比較すると、二酸化炭素排出量を約55%削減できると想定しています。

## ◆概算事業費

ごみ処理施設のプラントメーカーを対象に市場調査を行い、試算した結果、概算施設整備費は造成工事を含め、約463億円(税込)となりました。この概算施設整備費に係る財源の内訳として、国からの交付金約118億円、地方債(交付税措置あり)は約286億円、一般財源は約59億円と試算しています。また、概算運営・維持管理費は、年間当たり約12億円(DBO方式、税込)と別途試算しました。これらの概算事業費は、今後、社会情勢や経済情勢により変動するものと考えられます。

## ◆事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
施設整備基本計画	●									
生活環境影響調査	●									
農業振興地域整備計画変更手続き	●									
都市計画決定手続き	●									
用地買収				●						
事業者選定				●						
造成工事				●		●				
建設工事						●		●		●

## Q&A

これまで皆さまからいただいたご意見、ご質問の中から、多かったものをまとめました。

**Q** 新しい施設ができることで、ごみの処理方法は何が変わるのですか

**A** これまで焼却していた剪定枝等をたい肥等に資源化します。また、新たに不燃ごみ、プラスチック類についても本組合で処理することとなります。これにより、これまで不燃ごみとしていた製品プラスチックを容器包装プラスチックと合わせて資源化を行い、循環型社会及び脱炭素社会を目指します。

**Q** 施設周辺の環境が悪くなりませんか

**A** ごみ処理施設からの排ガス等については、法令遵守を前提に一部項目については法令基準値より厳しい自主基準値を設け、周辺環境に配慮する計画です。また、現在実施している生活環境影響調査の結果に基づき、適切な対策を行い、周辺の生活環境の保全に努めます。

**Q** 脱炭素が求められるなか、今までと同じ様に焼却するのでしょうか

**A** 脱炭素の観点から考えた場合、主にプラスチックの焼却が問題となります。そのため、本事業ではプラスチック類資源化施設を設け、マテリアルリサイクル等を推進し、脱炭素を目指していきます。また、資源化できないプラスチック類については、エネルギー回収型廃棄物処理施設で、熱エネルギーの回収を行い、できる限り環境負荷を減らす計画です。

**Q** 新しくごみ処理施設ができることで、周辺の道路が渋滞しませんか

**A** 新たなごみ処理施設では、1日当たり平均約250台の車両が入り出ると想定しています。これらの車両によって、道が渋滞とならないよう構内道路は十分な距離を確保する計画です。また、車両が短時間に集中しないよう適切な運用を行い、近隣にお住まいの方のご迷惑にならないよう努めます。

**Q** 概算事業費が高額ですが、なぜ高いのですか

**A** 物価や人件費の高騰により、施設整備費、運営・維持管理費共に大きく値上がりしている状況です。より経済的な施設整備や運営の詳細仕様等を検討し、さらなる事業費の精査に取り組みます。

最後までご覧いただきありがとうございました。